

定 款

2018年1月1日制定
2023年10月18日改定

株式会社□□□

1-1_定款

2018年1月1日制定

2023年10月18日改定

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、株式会社ロココ と称し、英文ではRococo Co. Ltd. と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) コンピューターへの入力及びファイリング業務
- (2) 経営、事務合理化及びコンピューター利用に関するコンサルタント業務
- (3) 労働者派遣事業法に基づく下記労務要員の派遣事業
 - ① コンピューターのソフトウェア及び機能システム、プログラムの開発、設計、作成
 - ② 事務用機器の操作、保守、維持管理
 - ③ 市場調査、分析整理、財務書類の作成、財務処理並びに文書整理
 - ④ 各種高性能機器具の紹介、説明
 - ⑤ コンピューター使用のための技術指導
- (4) マルチメディアに関するシステム開発及び販売並びにマルチメディア関連の情報処理並びに情報提供に関する業務
- (5) コンピューターのソフトウェアの開発及び販売
- (6) コンピューター使用のための技術指導
- (7) 情報通信機器、オフィスオートメーション機器、事務機器及び事務用品の販売
- (8) 古物の売買及びその受託売買
- (9) 衣料用繊維製品の製造
- (10) 衣料品、衣料雑貨品の売買及び輸出入
- (11) 食品の販売
- (12) 幼児教育材（絵本、玩具、屋内外遊具等）の販売
- (13) インテリア洋品雑貨の販売
- (14) 服飾雑貨品の販売
- (15) フランチャイズチェーンシステムによる前各7号に関する加盟店の募集及び加盟店の指導業務
- (16) 広告代理店業
- (17) オンデマンドを含む印刷業
- (18) インターネットウェブサイトおよびコンテンツ・ソフトウェアの企画、設計、製作、運営、保守、運営及びコンサルティング
- (19) インターネットを利用した各種情報提供サービス
- (20) 各種イベントのチケット販売サービスシステムの企画、設計及び運用並びにサービスコンテンツの提供、販売及びコンサルティング
- (21) エンターテイメント業界のファンクラブ及び各種イベントの運営、管理の業務委託
- (22) エンターテイメント業界のファンクラブの会員からの集金業務及び情報提供のための通信業務並びに会員情報の管理
- (23) エンターテイメント業界のファンクラブ運営に関する国内外における知的財産権（著作権、肖像権、パブリシティ権、商標権等の利用等）
- (24) エンターテイメント業界のファンクラブ運営に関する書籍等の各種商品・グッズの企画、制作及び販売
- (25) エンターテイメント業界のファンクラブ及び各種イベントの広告宣伝及びマーケティングリサーチ
- (26) 会員情報の収集及び管理業務の受託
- (27) コンピューターによるデータ処理、統計処理、データ入力業務

- (28) コンピューターによる、人事管理システムを中心としたソフトウェアの開発・販売及びリース、ならびにそのサービスの提供
- (29) 企業内における人事・労務に関するコンサルティング
- (30) インターネット上のショッピングモールの開設及び運営、インターネットによる通信販売
- (31) 工芸品及び民芸品等の販売
- (32) 地方創生・地域活性化・地方再生に関する企画、立案及びコンサルティング業務
- (33) 前各号に附帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を大阪府中央区に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、1,000万株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。

3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備え置き、その他の株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に取り扱わせ、当社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第10条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(招 集)

第11条 定時株主総会は、毎事業年度の末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は必要があるときに、随時招集することができる。

(定時株主総会の基準日)

第12条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年12月31日とする。

(招集権者及び議長)

第13条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(決議の方法)

第14条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第15条 株主が代理人をもって議決権を行使しようとするときは、その代理人は1名とし、当会社の議決権を有する株主であることを要する。

2 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証する書面を株主総会ごとに提出しなければならない。

(株主総会議事録)

第16条 株主総会の議事については、法務省令に定めるところにより議事録を作成し、本店に10年間、その謄本を支店に5年間備え置くものとする。

(電子提供措置等)

第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第18条 当社は、取締役3名以上を置く。

(取締役の選任の方法)

第19条 取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2 取締役の選任決議については累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第21条 当社は、代表取締役1名を置き、取締役会の決議により取締役の中からこれを選定する。

2 代表取締役は社長とする。但し、必要に応じて、取締役会の決議により、副社長、専務、及び常務取締役若干名を選定することができる。

3 社長は会社の業務を統轄し、副社長、専務、及び常務取締役は社長を補佐し、業務を分掌しこれを執行する。

4 社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役が社長の職務を代行する。

(会長)

第22条 取締役会の決議により、会長1名を置くことができる。

2 会長の業務執行に関しては、取締役会の決議並びに取締役会規則をもってこれを定める。

(相談役、顧問)

第23条 取締役会の決議により、業務執行の諮問機関として相談役、顧問を置くことができる。

(取締役会の招集及び議長)

- 第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わって招集し、その議長となる。
- 2 取締役会の招集通知は、各取締役に対して会日の3日前までに発する。ただし、緊急を要する場合は、これを短縮することができる。
 - 3 取締役会は、取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(決議の方法)

- 第25条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の決議等の省略)

- 第26条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。
- 2 取締役が取締役の全員に対して取締役会に報告すべき事項（ただし、会社法第363条第2項の規定により報告すべき事項を除く。）を通知したときは、当該事項を取締役会へ報告することを要しない。

(取締役会議事録)

- 第27条 取締役会の議事については、法務省令に定めるところにより議事録を作成し、出席した取締役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名を行い、これを本店に10年間備え置くものとする。

(取締役会規程)

- 第28条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会決議によって定める取締役会規程によるものとする。
- 2 取締役会の決議により、取締役会の議事運営に関する取締役会規則を定めるものとする。

(報酬等)

- 第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）については、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

- 第30条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
- 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査役及び監査役会

(監査役及び監査役会の設置)

- 第31条 当会社は、監査役及び監査役会を置く。

(監査役の数)

- 第32条 当会社の監査役は、3名以上とする。

(監査役の選任の方法)

- 第33条 監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の決議をもって行う。

(監査役の任期)

- 第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総

会の終結の時までとする。

2 補欠により選任された監査役の任期は、その前任監査役の任期の残存期間と同一とする。

(常勤監査役)

第35条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集)

第36条 監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の3日前までに発する。ただし、緊急を要する場合は、これを短縮することができる。

2 監査役会は、監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(決議の方法)

第37条 監査役会の決議は、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会議事録)

第38条 監査役会の議事については、法務省令に定めるところにより議事録を作成し、出席した監査役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名を行い、これを本店に10年間備え置くものとする。

(監査役会規程)

第39条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会決議によって定める監査役会規程によるものとする。

(監査役の報酬等)

第40条 監査役の報酬等については、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第41条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が限定する額とする。

第6章 会計監査人

(選任方法)

第42条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(任期)

第43条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

第7章 計算

(事業年度)

第44条 当社の事業年度は、毎年1月1日から同年12月31日までとする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第45条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。

(剰余金の配当の基準日)

第46条 当社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。

2 前項に定める場合のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(中間配当金)

第47条 当社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日を基準日として、中間配当をすることができる。

(剰余金等の配当の除斥期間)

第48条 前2条の配当がその支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社は、その支払義務を免れるものとする。

第8章 附 則

(法令の準拠)

第1条 この定款に記載のない事項は、すべて会社法その他の関係法令によるものとする。

(電子提供措置の効力発生日)

第2条 定款第17条(電子提供措置等)の新設は、当社が当社の株式につき株式会社東京証券取引所により上場の承認を受けた日から効力を生じるものとする。

なお、本附則第2条は同日後をもってこれを削除する。